

山梨県県土整備部 情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県県土整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く）及び委託業務（工事含む）において、受発注者間の事務の効率化ならびに生産性向上を図るために利用する、情報共有システムの試行に関して必要な事項を定める。

(情報共有システム)

第2条 この要領における情報共有システムは、受発注者間の書面のやりとりや情報の共有を電子的に処理することが可能なICT技術を活用した情報共有システム(グループウェア)をいう。

(対象工事等)

第3条 対象とする工事及び委託業務（以下「対象工事等」という。）は、山梨県県土整備部が発注する全ての建設工事（営繕工事を除く）及び委託業務（工事含む）とする。

対象工事等のうち、予定価格二千万円以上の工事は「発注者指定型」、その他の工事については「基本適用型」とし、委託業務については全ての発注業務において「受注者希望型」とする。ただし、現場条件等の理由により情報共有システムの利用ができない場合は、対象外とすることができる。

(電子的に授受する書類)

第4条 情報共有システムにより電子的に授受する書類（以下「電子書類」という。）は、別表のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、受発注者が工事または業務着手時に協議して決定する。

(電子書類の決裁)

第5条 電子書類の決裁は、情報共有システム上で行うものとする。但し、電子化を行わない書類の決裁は、従前の方法によるものとする。

(検査)

第6条 情報共有システムで処理を行った帳票は、完成（中間）検査において電子データで活用することができる。

(電子納品)

第7条 この要領に基づき作成した電子書類は、「山梨県県土整備部電子納品要領」に基づき電子納品を行うものとする。

(対象工事等の明示)

第8条 当該要領を適用する場合は、「発注者指定型」または「基本適用型」、「受注者希望型」のいずれかとし、公告文中に当該要領の対象工事等であることを明示する。

- ・発注者指定型：情報共有システムの利用を義務づけた工事
- ・基本適用型：受注者から何らかの理由により、情報共有システムを利用しないことについて、申し入れがあった場合は、発注者との協議により対象外とすることが出来る工事
- ・受注者希望型：受注者の希望により情報共有システムの利用が可能である業務

(情報共有システムの選定)

第9条 利用する情報共有システムのサービス提供事業者の選定は、別紙「山梨県県土整備部情報共有システム機能仕様書」に適合しているものの中から受発注者が協議して決定する。

(情報共有システムの利用に係る経費)

第10条 情報共有システムの利用に係る経費は、諸経費の率計上分に含まれるものとする。

(情報漏洩の防止)

第11条 受発注者及び情報共有システムのサービス提供事業者は、互いにデータの流出・改竄防止、個人情報の保護に万全を期すものとする。

(その他の事項)

第12条 本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)を準用するほか、受発注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、平成28年11月18日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

別表 対象書類一覧表

<工事>

提出書類	添付書類	システム 利用の可否	情報共有システム利用時の処理
工事打合簿(様式1)		可	原則として、情報共有システムの決裁機能を利用する。
施工計画書		可	
再生資源利用計画書		可	
再生資源利用促進計画書		可	
イメージアップ(計画書)		可	
設計図書の照査確認資料		可	
工事測量成果表 (仮BM及び多角点の設置)		可	
工事測量成果表 (設計図書との照合)		可	
施工体制台帳		可	
施工体系図		可	
下請施工体系図		可	
品質規格証明書 (材料承認願)	試験成績表 性能試験結果 シート等	可	システム提出書類は複製を可とする。 原本は監督員が提示を受け、原本性を確認した後に発注者の決裁を伺う。
	見本片	可	システム提出書類は複製・電子写真・電子カタログを可とする。 現物は監督員が提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。
段階確認の日時調整		可	
段階確認願に添付する 社内検査結果		可	社内検査員の押印に替えて、情報共有システムの決裁機能を利用してもよい
土・休日・夜間作業届		可	
工事履行報告書		可	
建設機械使用実績報告書		可	
工事事務報告書		不可	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、速やかに工事事務報告書を提出する。
創意工夫		可	システム提出書類は複製・電子写真・電子カタログを可とする。 原本や見本片は、監督員が提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。

提出書類		添付書類	システム 利用の可否	情報共有システム利用時の処理
	関係官公庁協議資料	許可書写	可	原本や見本片は、監督員が提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。
	打合せ議事録		可	
	工法変更		可	
	数量変更		可	
	材料変更		可	
	現場条件の相違		可	
	監督員が指示するもの		可	
工事書類				
	出来形管理図表		可	
	品質管理図表		可	
	出来形数量計算書		可	
	品質規格証明書		可	
	再生資源利用実施書 建設資材搬入工事用		可	
	再生資源利用促進実施書 建設副産物搬出工事用		可	
	監督員が指示するもの		可	

< 委託業務 >

提出書類	添付書類	システム 利用の可否	情報共有システム利用時の処理
業務打合簿（様式-1）		可	原則として、情報共有システムの決裁機能を利用する。
業務計画書		可	
打合せ記録簿		可	
履行報告書		可	
業務報告書		可	
再委託体系図		可	
立会記録		可	
事故報告書		不可	業務の実施中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出する。
変更協議		可	
照査報告書		可	
関係機関協議資料	許可書等	可	
監督員が指示するもの		可	
その他		可	上記のほか、業務打合簿により提出を要するもの
成果品		可	
報告書		可	
図面		可	
監督員が指示するもの		可	

山梨県県土整備部 情報共有システムの利用に係る試行要領・運用基準

令和6年11月1日

1. 要領第4条（電子的に授受する書類）関係

①建設工事請負契約約款第62条 条文

「この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。」

② 山梨県県土整備部共通仕様書（用語の定義）関係

・土木工事共通仕様書1-1-1-2用語の定義

「23. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った電子書類については、署名または押印がなくても有効とする。」

・設計業務等共通仕様書第1102条第31項

「書面」とは、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

ただし、県の定める情報共有システム試行要領に基づいて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。」

※その他委託業務においても各共通仕様書による。

③電子書類に添付する図書（ファイル）は情報共有システムへの負荷を低減するために出来るだけ容量を小さくして添付すること。

(1) 添付ファイルの形式は、PDF形式を標準とし、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定するが、双方の可読性を確保できなければならない。

(2) 写真は100万から300万画素程度で撮影すること。

2. 要領第5条（電子書類の決裁）関係

・紙媒体により授受する書類は、従前の方法により決裁を受けるものとする。

山梨県県土整備部 情報共有システム機能仕様書

令和6年11月1日

(適用範囲)

第1 本仕様書は、山梨県県土整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く）及び委託業務（工事含む）で利用する情報共有システムに適用する。

(システム機能要件)

第2 利用する情報共有システムは、最新の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」（国土交通省）及び「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」（国土交通省）に規定する機能要件のほか、以下の機能要件を満たすものとする。

1) 工事基本情報管理機能

山梨県県土整備部電子納品要領及び同運用マニュアル（以下「電子納品要領」という。）で指定されている「工事情報（工事件名、契約番号等）」、「場所情報」、「施設情報」、「発注者情報」、「受注者情報」などを登録できること。また、登録した情報の参照、変更、削除ができること。

2) 掲示板機能

3) スケジュール管理機能

4) 発議書類作成機能

山梨県県土整備部が定める様式と同等の情報が入出力できること。

5) ワークフロー機能

①書類の起案者および他の決裁者への差し戻し及び起案者による引き戻しができること。

②書類の回議中に決裁経路を変更できること。

③回議中および決裁後に、書類の決裁状況が確認できること。

④利用者が決裁すべき書類が一覧で表示できること。

⑤決裁時に決裁者がコメントを記入できること。

6) 書類管理機能

7) 工事書類等出力機能

情報共有システムに登録した書類や添付ファイルから、山梨県県土整備部電子納品要領に則った電子納品データがシステム上で作成できること。また、作成された電子納品データを、利用者がダウンロードできること。

さらに、山梨県県土整備部で定める提出・提示書類様式集に則した帳票の印刷、pdf形式への変換ができること。

8) システム管理機能

①該当工事案件について、20名以上の利用者を登録できること。

②当該工事案件について、登録できるデータ総量が10GB以上であること。

9) セキュリティ機能

情報共有システムに登録されようとする電子データのウイルスチェックを自動的に実施

できること。

10) その他の要件

以下の要件を全て満たしていること。

- ①Microsoft Edge で利用できること。
- ②情報共有システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。
- ③ 運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。
- ④ 情報共有システムに登録された PDF 形式のファイルは、システム内のビューワ機能で閲覧できること。また、その他一般的に利用される形式で作成されたファイルについても閲覧できることが望ましい。(WORD、EXCEL、JPEG、TIFF、SXF、SFC 等)
- ⑤機能要件改定や、山梨県県土整備部技術管理課とサービス提供者の協議により必要な機能を追加することに要する費用は、サービス提供者が負担すること。
- ⑥情報共有システム（サーバ等含む）におけるシステム障害や不具合が生じたとき、サービス提供者は遅滞なく復旧を行うこと。また、サービス提供者の責に帰すべき理由によりデータの消失等が生じ、復旧が不可能な場合、サービス提供者は情報共有システムの契約範囲に基づき責任を負うこと。
- ⑦情報共有システムの円滑な運用のため、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を設置すること。また、必要に応じて教育・訓練等のサポートを実施すること。上記にかかる費用は、システム利用料に含むものとする。
- ⑧他の公共団体において 1 年以上の使用実績を有するものであること。